

小田原市要綱第 57 号

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、2050 年度の脱炭素社会の実現及び 2030 年度のカーボンハーフの実現に向けて、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を使用する市内の事業所を登録する制度を設けることにより、再エネの普及拡大及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ電力 1 年間の総電力供給量の 100 パーセントが太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス等の再エネによって発電された電力（次号に規定する再エネ電力証書の活用により創出された実質的に再エネ 100 パーセント由来の電力を含む。）をいう。
- (2) 再エネ電力証書 非化石証書（再エネ指定のものに限る。）、グリーン電力証書又は J-クレジットをいう。
- (3) 達成事業所 使用する全ての電力が再エネ電力である事業所のうち、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録された事業所をいう。
- (4) 宣誓事業所 2030 年 3 月末日までに達成事業者として登録される旨を宣誓し、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度により登録された事業所をいう。

(達成事業所の登録申請)

第 3 条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業所は、達成事業所としての登録申請をすることができる。

- (1) 使用する電力が全て再エネ電力であること。

(2) 第10条の取組を実施すること。

(3) 重大な法令違反がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、達成事業所としての登録を受けようとする事業所又は当該事業所の構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録の対象としない。

(1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下この項において「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等

(2) 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(3) 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

3 第1項の登録申請は、次の各号に掲げる書類を市長に提出することにより行う。

(1) 小田原市再エネ電力使用事業所登録制度達成事業所登録申請書（様式第1号）

(2) 事業所において使用する電力が全て再エネ電力であることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（達成事業所の登録可否の決定）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同条第1項各号に掲げる登録要件を満たすと認められる場合は、達成事業所として登録するとともに、ORE登録証（様式第2号）により通知するものとする。

（使用電力に関する報告）

第5条 達成事業所は、原則として、毎年度6月末日までに、前年度（達成事業所に登録される前の期間を除く。）に事業所において使用した全ての電力が再エネ電力であったこと等を、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる書類を市長に提出することにより行う。

(1) 小田原市再エネ電力使用事業所登録制度使用電力報告書（様式第3号）

(2) 事業所において使用した全ての電力が再エネ電力であったことを証する書類等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（宣誓事業所の登録申請）

第6条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業所は、宣誓事業所としての登

録申請をすることができる。

(1) 2030年3月末日までに達成事業者として登録される旨を宣誓すること。

(2) 第10条の取組を実施すること。

(3) 重大な法令違反がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓事業所としての登録を受けようとする団体又は当該団体の構成員が第3条第2項各号のいずれかに該当する場合は、当該登録の対象としない。

3 第1項の登録申請は、次の各号に掲げる書類を市長に提出することにより行う。

(1) 小田原市再エネ電力使用事業所登録制度宣誓事業所登録申請書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（宣誓事業所の登録可否の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同条第1項各号に掲げる登録要件を満たすと認められる場合は、宣誓事業所として登録するとともに、ORE登録証により通知するものとする。

（登録内容の変更）

第8条 達成事業所又は宣誓事業所（以下「達成事業所等」という。）は、第3条第1項又は第6条第1項の規定により申請した登録内容に変更が生じた場合は、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度登録内容変更届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更届が提出された場合にあっては、第11条の規定により市ホームページ等で公表している情報を更新しなければならない。

（登録の取消）

第9条 市長は、達成事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽があったことが判明したとき。

(2) 達成事業所にあっては第3条第1項各号、宣誓事業所にあっては第6条第1項各号に掲げる要件を満たさないことが確認されたとき。

(3) 達成事業所が第5条に定める報告をしなかったとき。

(4) 宣誓事業所が2030年3月末日までに達成事業所として登録されなかったとき。

2 市長は、達成事業所等から小田原市再エネ電力使用事業所登録制度登録抹消届出書

(様式第6号)による届け出があったときは、登録を取り消すものとする。

- 3 達成事業所等の登録を取り消された事業所は、O R E登録証等の掲出、使用等を直ちに中止し、破棄又は市への返還をしなければならない。

(達成事業所及び宣誓事業所の取組)

第10条 達成事業所及び宣誓事業所は、2050年度の脱炭素社会及び2030年度のカーボンハーフの実現に向けた取組を実施するよう努めるものとする。

(市の取組等)

第11条 市は、達成事業所及び宣誓事業所の情報を市ホームページ等に掲載し、市民等に対し広く周知するとともに、市の施策において達成事業所及び宣誓事業所による更なる脱炭素化の取組を支援する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度の運用に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日までに、おだわらゼロカーボン推進会議によっておだゼロR E 100登録制度における達成事業所等として登録された事業所については、次の事項を市長に書面等で申し出ることにより、第3条第1項又は第6条第1項に定める申請がなされたものとみなす。

(1) 達成事業所等への登録を希望すること。

(2) おだわらゼロカーボン推進会議会長の所有する申請者の情報を市長が照会することと同意すること。

様式第 1 号（第 3 条関係）

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度達成事業所登録申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号

住 所

ふ り が な
事 業 者 名

ふ り が な
代表者職氏名

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 使用する電力が全て再エネ電力である事業所

事業所名	(ふりがな)
住 所	
業 種	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
ホームページ U R L	
担当者所属	
担当者氏名	

※業種は日本標準産業分類の中分類を参考に記載してください。

2 再エネ電力の調達方法

☐ 電力契約

☐ 再エネ電力証書（非化石証書、グリーン電力証書、J-クレジット）

3 添付書類

☐ 事業所において使用する電力が全て再エネ電力であることを証する書類の写し

☐ その他（ ）

4 確認事項

☐ 申請書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

☐ 市ホームページ等に、事業所名等が掲載されることに同意します。

☐ 要綱第5条に基づき、毎年度、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度使用電力報告書を提出します。

再生可能エネルギー使用

100%

Renewable Energy

ORE 登録証

達成

達成 第 号

貴事業所は、事業における使用電力のすべてを
再エネ電力で調達し、
2050年脱炭素社会の実現に大きく貢献されているため、
「小田原市再エネ電力使用事業所登録制度」に基づき
達成事業所として登録します。

年 月 日

小田原市長



再生可能エネルギー使用



ORE 登録証

宣誓

宣誓 第 号

貴事業所は、事業における使用電力のすべてを
2030年度までに再エネ電力で調達する旨を宣誓され、
2050年の脱炭素社会の実現を目指す姿勢を示されたため、
「小田原市再エネ電力使用事業所登録制度」に基づく
宣誓事業所として登録します。

年 月 日

小田原市長



様式第 3 号（第 5 条関係）

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度使用電力報告書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号

住 所

事業^ふ業^り者^が名^な

代表者^ふ職^り氏^が名^な

事業^ふ所^り名^が

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり再エネ電力を使用したこと等を報告します。

1 使用電力の概要

☐再エネ電力契約 ※

対象年度	年度（報告日の属する年度の前年度）
小売電気事業者名	
電力プランの名称	
年間使用電力量	

※ 前年度の登録期間中の契約に基づき報告してください。報告日までに前年度の契約内容を変更した場合、当該契約に関する書類の写しも提出してください。

☐再エネ電力証書（非化石証書・グリーン電力証書）

※再エネ電力証書の購入方法に応じ、次のいずれかを報告してください。

☐推定年間使用電力量に基づき、再エネ電力証書を予定購入している場合

対象年度	年度（報告日の属する年度）
再エネ電力証書の種類	非化石証書 ・ グリーン電力証書
証書名称	
証書購入元	
推定使用電力量	k w h
購入量	k w h
前年度使用電力量実績	k w h

☐ 前年度の使用電力量実績に対する再エネ電力証書を購入しており、今年度も同様の方法で購入を予定している場合

対象年度	年度（報告日の属する年度の前年度）
再エネ電力証書の種類	非化石証書 ・ グリーン電力証書
証書名称	
証書購入元	
購入量	k w h
使用電力量実績	k w h

☐ 再エネ電力証書（Jークレジット）

※再エネ電力証書の購入方法に応じ、次のいずれかを報告してください。

☐ 推定年間CO₂排出量に基づき、再エネ電力証書を予定購入している場合

対象年度	年度（報告日の属する年度）
証書名称	
証書購入元	
推定年間CO ₂ 排出量	t - CO ₂
購入量	t - CO ₂
A 前年度使用電力量実績	k w h
B 前年度排出係数	k g - CO ₂ / k w h
C 前年度排出量実績 (= A × B / 1, 0 0 0)	t - CO ₂

☐前年度のＣＯ２排出量実績に対する再エネ電力証書を購入しており、今年度も同様の方法で購入を予定している場合

対象年度	年度（報告日の属する年度の前年度）
証書名称	
証書購入元	
推定年間ＣＯ２排出量	
購入量	t - C O 2
A 使用電力量実績	k w h
B 排出係数	k g - C O 2 / k w h
C 排出量実績 (= A × B / 1 , 0 0 0)	t - C O 2

2 添付書類

☐再エネ電力契約に関する書類又は再エネ電力証書の写し

☐前年度の使用電力量実績を証する書類の写し

☐その他（ ）

3 確認事項

☐報告書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

様式第4号（第6条関係）

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度宣誓事業所登録申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号

住 所

事業^{ふりがな}者名

代表者^{ふりがな}職氏名

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 2030年3月末日までに達成事業者として登録される旨を宣誓する事業所

事業所名	(ふりがな)
住 所	
業 種	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
ホームページ U R L	
担当者所属	
担当者氏名	

※業種は日本標準産業分類の中分類を参考に記載してください。

2 確認事項

☐ 申請書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

様式第 5 号（第 8 条関係）

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度登録内容変更届

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号

住 所

事業^{ふりがな}者^が名^な

代表者^{ふりがな}職^が氏^な名

事業^{ふりがな}所^が名^な

年 月 日付けORE登録証（達成・宣誓）による 事業所の登録
内容に変更が生じたため、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱第 8 条第
1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

達成番号又は宣誓番号	
変更内容	
変更理由	
担当者連絡先	電話番号 メールアドレス 担当者所属 担当者氏名

様式第 6 号（第 9 条関係）

小田原市再エネ電力使用事業所登録制度登録抹消届出書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号

住 所

事業^ふ業^り者^が名^な

代表者^ふ職^り氏^が名^な

事業^ふ所^り名^が名^な

年 月 日付けORE登録証（達成・宣誓）による 事業所の登録
について、小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱第 9 条第 2 項の規定によ
り、次のとおり登録の抹消を届け出ます。

抹消を希望する理由	
担当者連絡先	電話番号 メールアドレス 担当者所属 担当者氏名

確認事項

- ☐ この届出書の提出をもって、本事業の登録を抹消するとともに、小田原市ホームペ
ージ等への公表を終了することに同意します。
- ☐ 登録証等の掲出・使用等を直ちに中止の上、破棄し、又は市へ返還します。